

旭川医科大学電子入札システム官職要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年8月8日学長裁定)

旭川医科大学電子入札システム官職要項の一部を改正する要項

旭川医科大学電子入札システム官職要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す

改正後	現行
(略) (官職証明書の名義) 第5 官職証明書の名義は，次のとおりとする。 (1) 学長（契約担当） (2) 施設課長（執行担当・登録担当） (3) <u>財務課総務係長</u>（立会担当） (略) <u>附 則</u> <u>この要項は，令和7年8月8日から施行し、令和7年8月1日から適用する。</u> 【改正理由】 令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。	(略) (官職証明書の名義) 第5 官職証明書の名義は，次のとおりとする。 (1) 学長（契約担当） (2) 施設課長（執行担当・登録担当） (3) <u>会計課会計総務係長</u>（立会担当） (略)